

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
サービス管理責任者等研修事業 学則

(研修の目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

(研修の名称)

第2条 サービス管理責任者等研修事業として実施する研修の名称は以下の通りとする。
神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修

(研修の内容)

第3条 研修の内容は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）」に、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）」に規定する次の内容とする。

なお、今年度は、昨年度に引き続き、経過措置を適用し、講義（1時間）と演習（標準カリキュラムで定められた5時間にまとめ等の時間を加えた7時間程度）を1日の日程で実施することとする。

【神奈川県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修】

- (1) 障害福祉・児童福祉の動向に関する講義
- (2) サービス提供の自己検証に関する演習等
- (3) サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

(指定研修事業者及び指定番号)

第4条 第2条の研修を実施する指定研修事業者及び指定番号は次のとおりとする。
特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
指定番号：003

(研修実施場所)

第6条 研修の実施場所は次のとおりとする。

第1回、第2回、第5回、第6回、第9回～第16回

「厚木商工会議所」 厚木市栄町1-16-15

第3回、第4回、第7回、第8回

「中小企業共済会館」 横浜市中区北仲通3-33

(研修担当部署の名称、所在地及び連絡先)

第7条 研修担当部署の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする

- (1) 名称 特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
- (2) 所在地 神奈川県厚木市旭町1-9-7 旭町三紫ビル303
- (3) 連絡先 電話：046-220-5380 FAX：046-220-5381

(研修の募集期間等)

第8条 研修の募集期間、定員、実施日等は、次の表のとおりとする。

回	募集期間	定員	実施日
第1回 ～ 第6回	令和5年4月14日(金) ～ 令和5年5月10日(水)	各回70名	第1回 令和5年6月15日(木) 第2回 令和5年6月16日(金) 第3回 令和5年7月13日(木) 第4回 令和5年7月14日(金) 第5回 令和5年7月26日(水) 第6回 令和5年7月27日(木)
第7回 ～ 第12回	令和5年6月5日(月) ～ 令和5年6月26日(月)	各回70名	第7回 令和5年8月8日(火) 第8回 令和5年8月9日(水) 第9回 令和5年8月23日(水) 第10回 令和5年8月24日(木) 第11回 令和5年9月28日(木) 第12回 令和5年9月29日(金)
第13回 ～ 第16回	令和5年8月7日(月) ～ 令和5年9月1日(金)	各回70名	第13回 令和5年10月4日(水) 第14回 令和5年10月5日(木) 第15回 令和5年11月1日(水) 第16回 令和5年11月2日(木)

(研修カリキュラム)

第9条 研修カリキュラムは、神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領に基づき、「サービス管理責任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日付障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」(以下「事業実施要綱」という)のとおりとする。

(講師)

第10条 講師は「神奈川県サービス管理責任者等研修講師一覧」による。

(使用テキスト)

第11条 厚生労働省実施のサービス管理責任者等指導者養成研修会で使用したテキストに基づき、神奈川県の実情等を反映したテキストを使用する。

(受講資格と受講手続等)

第12条 研修に関する受講資格及び受講手続は次の通りとする。

(1) 受講資格

1. 平成30年度までに、次の(ア)及び(イ)の研修を修了した者
 - (ア) サービス管理責任者分野別研修(介護、地域生活(知的・精神)、就労、地域生活(身体))又は児童発達支援管理責任者研修
 - (イ) 神奈川県サービス管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修(講義部分))
2. 令和元年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した者
3. 令和2年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した者

(2) 申込方法

特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークのホームページに掲載する募集要領の手続きに沿って所定の受講申込書により申込みこととする。

- (3) 申込期限
別途、研修募集要領で案内する。

(受講者の決定等)

第13条 受講者の選考、受講決定の通知方法、受講決定後の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 受講の選考
受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ、神奈川県サービス管理責任者等研修「更新研修」の受講者選考基準に基づき決定する。
- (2) 通知方法
受講決定通知は、法人からの申込の場合は各法人あてに、個人からの申込の場合は、当該個人あてに郵送する。
- (3) 受講決定後の取扱い
受講決定後の受講者、受講日程の変更等は認めない。

(受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法)

第14条 研修に関する受講料及びその他の受講に要する費用と納入方法

- (1) 受講料等の費用
受講料は、17,600円(税込み)とする
- (2) 納入方法等
受講決定通知を受けた者は、受講決定通知に記載された期限までに納付するものとする。納入方法等詳細については受講決定通知郵送時に案内をする。
- (3) その他の費用
受講料の振込手数料や会場までの交通費等については、受講者負担とする。

(研修修了の認定方法)

第15条 研修修了の認定方法については、「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」に基づき本人確認のされた受講生で、研修のカリキュラムを全て受講し、サービス管理責任者等としての知識を習得したと認められる者とする

- (1) 遅刻、及び早退は欠席とみなし修了証書を交付しない
- (2) 著しく受講態度が悪く(私語、居眠り、携帯電話の使用等)、繰り返し注意された場合には修了証書を交付しない

(個人情報の取扱方法)

第16条 個人情報の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された個人情報は、研修事業以外の目的には使用しない。
- (2) 研修事業に関する書類(申請書・届出の控え、受講者の出席状況等に関する書類、講師の出講状況に関する書類等)は、研修後5年間保存するものとする。
- (3) 研修修了者名簿は、神奈川県に提出するものとする。

(その他研修受講に係る重要事項)

第17条 その他の研修受講に係る重要事項は、厚生労働省の定めた「事業実施要綱」及び「神奈川県サービス管理責任者等研修実施要領」によるものとし、定めのない事項については、神奈川県と第4条に定める指定研修事業者が協議して決定するものとする。